

地域おこし協力隊 ごしょがわら移住・交流サポーターの募集 ～首都圏にお住まいのご家族・知人の方々にお知らせください～

市では、都市地域から将来の担い手となる人材を受け入れ、地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊として、移住希望者のサポートや、地域の魅力を生かした様々な交流体験を推進する「ごしょがわら移住・交流サポーター」を募集します。

地域おこし協力隊とは

都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域活力の維持・強化を図る取り組みです。協力隊員は、一定期間地域で生活し、地域活性化の支援などの協力活動を行いながら、市内への定住・定着を図ります。

募集期間…9月末日まで

募集人数…3名

活動概要

移住希望者の相談対応と受入支援ネットワークの構築／地域資源を生かした交流イベントや体験ツアーなどの企画・運営／地域の魅力の掘り起こし、地域で活躍する担い手のサポート活動／各種広報媒体やSNS

等を活用した情報発信／隊員のスキルを生かした移住・交流サポート活動および情報発信

募集対象

総務省地域おこし協力隊員の地域要件（3大都市圏をはじめとする都市地域に居住など）に合致している方で、採用後、市内に住民票を異動し、居住できる方／年齢が平成29年4月1日現在で満20歳以上40歳以下の方／地域おこし協力隊としての活動終了後も市内に定住する意思のある方／普通自動車運転免許を有している方／パソコンの基本的操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方／心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方／地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

応募方法…応募用紙など必要書類を企画課へ提出してください（応募用紙は市ホームページから入手できます）。

問…企画課 内線2153

家庭福祉課からのお知らせ

児童扶養手当について

児童扶養手当とは父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給し、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です（所得制限があります）。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を8月1日(火)までに送付する予定です。この届け出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月1日(火)～31日(木)（土・日・祝日を除く）

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害を有

する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます（所得制限があります）。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月10日(木)までに送付する予定です。この届け出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

提出がない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月14日(月)～9月11日(月)（土・日を除く）

提出先…家庭福祉課 内線2439

金木総合支所総合窓口係 内線3113

市浦総合支所総合窓口係 内線4066

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎訴訟 (給付金請求)について

無料個別相談会を行います。

9 (土) 23	五所川原商工会議所 第一研修室
9 (日) 24	弘前市民文化交流館 多世代交流室1
10 (日) 1	リンクステーションホール青森 4F小会議室(2) (青森市文化会館)

対象者 昭和 16年7月2日～
昭和 63年1月27日生まれ
※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円～3,600万円
※病態に応じて給付金等の内容が異なります

0120-013-621
〈ご予約受付時間〉
完全予約制 平日9:00～18:00
個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。

弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟実費別途

弁護士法人弁護士 粟庭亨一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシヤス総合法律会計事務所
東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A
【営業時間】平日 9:00～18:00
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中！ お気軽にお電話ください